

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

事由	退職
記入例番号	9-1
ケース	外国籍従業員が退職後に出国（帰国）、退職時に一括徴収
異動後の未徴収税額の徴収	一括徴収

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

給与支払報告書に記載した事業所内で従業員のかたを管理・特定するための番号を記入。特にない場合は空欄。

徴収済月は、一括徴収分を納入する月の前月までになるように記入してください。

退職後に出国（帰国）される場合は、給与から差し引けなくなる未徴収税額を可能な限り一括徴収してください。

所在地	〒×××-△△ 東京都 豊島区 池袋 〇-1-2			
給与所得者	生 日 昭和50年 1月 1日 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 受給者番号 123-456 1月1日現在の住所 東京都 豊島区 南池袋 2丁目 45番 1号 異動後の住所 〇〇国に帰国	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000円 (イ) 徴収済額 35,600円 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 104,400円	異 動 日 ××年 8月 31日 異 動 の 事 由 1. 退職 2. 退職欠勤 3. 死 亡 4. 支 払 少 額 5. 合 併 6. 解 散 7. そ の 他 右から番号を記入	異動後の未徴収税額の徴収方法 2. 一括徴収 1. 特別徴収継続 3. 普通徴収 (本人納付) 右から番号を記入

課税された年度の1月1日時点での住所地で課税されるため、その住所を記入。転居しても、5月分までの1年分を1月1日の住所地に納めます。

一致するように記入

一括で徴収した税額を納入する月を記入。 ※1月以降の退職の場合は、一括徴収が義務付けられています。（ただし、給与や退職金が少なく控除できない場合は、普通徴収に切替）

新しい勤務先	フリガナ	氏名又は名称	住所	氏名	電話	連絡先	新しい勤務先へは、月割額 円を
--------	------	--------	----	----	----	-----	-----------------

理由	1. 異動が令和××年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 9月20日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 104,000円	左記の一括徴収した税額は、9月分（翌月10日納入期限分）で納入します。
----	---	---	-------------------------------------

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分一括して納入する場合。  
 (ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000円 (6月から翌年5月分)  
 (イ) 徴収済額 35,600円 (6月から8月分)  
 (ウ) 未徴収税額 104,400円 (9月から翌年5月分)  
 ↑  
 一括徴収税額 (納入額と同額)

※市町村記入欄	下であるた
---------	-------

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書  
 給与支払報告 特別徴収

事由	退職
記入例番号	9-2
ケース	外国籍従業員が退職後に出国（帰国）、未納分の普通徴収納付書を受領し、本人が納付してから出国
異動後の未徴収税額の徴収	普通徴収

所在地		〒×××-△△△△ 東京都 豊島区 池袋 0-1-2										特別徴収義務者 指定番号	123456													
法人番号		カブシキガイシャ マルバツショウジ										宛名番号	001													
名称		株式会社 O×商事										担連 当絡 者先	所属	人事課 人事労務係												
番号 人番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0		1	2	3	氏名	特徴 花子									
		←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載										電話	××-××××-×××× 内線 ( )													
給与 所得者	生年月日	昭和50年 1月 1日										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法									
	個人号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0							1	2	140,000円	6	8	9	1	1. 退職 2. 退職・長期欠 3. 死 4. 支払少額・不 5. 合併・解散 6. その他 7. その他 事由・理由 空欄で結構です	3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	受給者番号	123-456																8	31		1					
	1月1日 現在の住所	東京都豊島区南池袋2丁目45番1号																3	8		31					
異動後の 住所	〇〇国に帰国										35,600円	104,400円	31													

給与支払報告書に記載した事業所内で従業員のかたを管理・特定するための番号を記入。特にない場合は空欄。

号様式（用紙日本産業規格A4）  
（第十条関係）

課税された年度の1月1日時点での住所地で課税されるため、その住所を記入。転居しても、5月分までの1年分を1月1日の住所地に納めます。

退職後に出国(帰国)される場合は、給与から差し引けなくなる未徴収税額を可能な限り一括徴収してください。徴収できない場合は、個人で納めていただくことになります。

出国前に全額納付していただくか、本人の代わりに納税をしていただくために納税管理人の選任が必要になります。  
→「納税管理人申告書」は区のホームページからダウンロードできます。

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。

(ア) 特別徴収税額 (年税額)	140,000円 (6月から翌年5月分)
(イ) 徴収済額	35,600円 (6月から8月分)
(ウ) 未徴収税額	104,400円 (9月から翌年5月分)

↑  
普通徴収税額

【理由の記入が必要なとき】

①異動の事由が「7. その他」の場合

②1月1日から4月30日までの退職の場合  
→未徴収税額があれば、本人の希望にかかわらず一括徴収することが事業所に義務付けられています。一括徴収ができず、本人が納付する普通徴収にしなければならない理由を記入。  
例) 給与が少ない

給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下である記入欄

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書  
**特別徴収**

事由	退職
記入例番号	9-3
ケース	外国籍従業員が退職後に出国（帰国）、未納分の普通徴収納付書を本人が受領する前に出国
異動後の未徴収税額の徴収	普通徴収+納税管理人申告・承認申請書の提出

〒XXXX-△△△△ 東京都 豊島区 池袋 0-1-2		特別徴収義務者 指定番号	123456
カブシキガイシャ マルバツショウジ		宛名番号	001
株式会社 O×商事		担連 当絡 者先	所属 人事課 人事労務係 氏名 特徴 花子 電話 XX-XXXX-XXXX 内線 ( )
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載		
和 生 日	昭和50年 1月 1日	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	異 動 日
与 個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	(イ) 徴収済額	異 動 の 事 由
所 受給者番号	123-456	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	1 1. 退職 2. 転職・長 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 右から 番号を 記入
者 1月1日 現 住所	東京都豊島区南池袋2丁目45番1号	6 月から 8 月まで	3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
後 住所	〇〇国に帰国	140,000円	31 日
		35,600円	空欄で結構です
		104,400円	

給与支払報告書に記載した事業所内で従業員のかたを管理・特定するための番号を記入。特にない場合は空欄。

課税された年度の1月1日時点での住所地で課税されるため、その住所を記入。転居しても、5月分までの1年分を1月1日の住所地に納めます。

退職後に出国(帰国)される場合は、給与から差し引けなくなる未徴収税額を可能な限り一括徴収してください。徴収できない場合は、個人で納めていただくこととなります。  
 納税通知書を本人の代わりに国内で受け取り、納税していただく「納税管理人」を指定する手続きが必要です。出国される前に税務課へお問い合わせください。  
 納税管理人は、家族ではない個人でも事業所でも可能です。→「納税管理人申告書」は区のホームページからダウンロードできます。

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。  
 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)  
 (イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分)  
 (ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)  
 ↑  
 普通徴収税額

【理由の記入が必要なとき】  
 ①異動の事由が「7. その他」の場合  
 ②1月1日から4月30日までの退職の場合  
 →未徴収税額があれば、本人の希望にかかわらず一括徴収することが事業所に義務付けられています。一括徴収ができず、本人が納付する普通徴収にしなければならない理由を記入。  
 例) 給与が少ない

号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下である  
 記入欄

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

事由	退職
記入例番号	9-4
ケース	外国籍従業員が退職後に出国（帰国）したが、新年度も課税される所得があった
異動後の未徴収税額の徴収	普通徴収＋納税管理人申告・承認申請書の提出

所在地		〒××××-△△△△ 東京都 豊島区 池袋 0-1-2										特別徴収義務者 指定番号	123456					
フリガナ		カブシキガイシャ マルバツショウジ										宛名番号	001					
又は名称		株式会社 ○×商事										所属 氏名	人事課 人事労務係 特徴 花子					
個人番号	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0		1	2	3	担連 当絡 者先	電話	××-××××-×××× 内線 ( )
生 日	昭和50年 1月 1日	特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 日	異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法							
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2							年 月 日	1 2 28		3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)							
受給者番号	123-456			月 月		月 月		年	1 2 28		3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)							
1月1日 現在の住所	東京都豊島区南池袋2丁目45番1号			月 月		月 月		年	1 2 28		3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)							
異動後の 住所	〇〇国に帰国			月 月		月 月		年	1 2 28		3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)							

給与支払報告書に記載した事業  
所内で従業員のかたを管理・特定  
するための番号を記入。  
特にない場合は空欄。

課税された年度の1月1日時点での住所地で課税さ  
れるため、その住所を記入。転居しても、5月分ま  
での1年分を1月1日の住所地に納めます。

新年度の納税通知書を本人の代わりに国内で受け取  
り、納税していただく「納税管理人」を指定する手続  
きが必要です。  
出国される前に税務課へお問い合わせください。  
納税管理人は、家族ではない個人でも事業所でも可能  
です。  
「納税管理人申告書」は区のホームページからダウン  
ロードできます。

**【理由の記入が必要なとき】**

①異動の事由が「7. その他」  
の場合

②1月1日から4月30日ま  
での退職の場合  
→未徴収税額があれば、本人  
の希望にかかわらず一括徴収  
することが事業所に義務付け  
られています。一括徴収がで  
きず、本人が納付する普通徴  
収にしなければならない理由  
を記入。例) 給与が少ない

様式 (用紙 日本産業規格 A4) (第十条関係)

※市町村記入欄